

～10月1日から岡山県最低賃金 892 円に引き上げ～ 業務改善助成金を活用して賃金&生産性 UP を図ろう！

岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金（地域別最低賃金）が令和4年10月1日より時間額 892 円（前年度改正より 30 円 UP）となりました。

岡山労働局・岡山労働基準監督署では中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上等により賃金を引き上げやすい環境整備に取り組めるよう、業務改善助成金の利用を勧奨しています。

業務改善助成金のご案内

制度の概要

- ①事業場内最低賃金を一定以上引き上げる
- ②設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う

対象事業場

- ✓ 中小企業であること
- ✓ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内
（岡山県の場合、事業場内最低賃金 922 円以下）
- ✓ 事業場規模 100 人以下

支給要件

- ✓ 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ✓ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ✓ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと



岡山県の助成率

事業場内最低賃金

- ① 892 円～919 円 **4/5 (80%)**
- ② 920 円～922 円 **3/4 (75%)**

助成限度額

↑ 全て ✓ になれば助成金の対象の可能性がります

コース区分	賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額				
	1 人	2～3 人	4～6 人	7 人以上	10 人以上※1
30 円	30 万円	50 万円	70 万円	100 万円	120 万円
45 円	45 万円	70 万円	100 万円	150 万円	180 万円
60 円	60 万円	90 万円	150 万円	230 万円	300 万円
90 円	90 万円	150 万円	270 万円	450 万円	600 万円

生産性要件※2を満たした場合

- ① **9/10 (90%)**
- ② **4/5 (80%)**

業務改善助成金に関する
詳しいお問い合わせは
**業務改善助成金
コールセンター**まで
TEL 0120-366-440

※1 10 人以上の上限区分：事業場内最低賃金が②920 円～922 円の場合は、以下のいずれかに該当する必要があります

- 生産量要件（売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近 3 か月間の月平均値が前年、前々年または 3 年前の同じ月に比べて、1.5%以上減少している事業者）
- 物価高騰等要件（原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 3 か月のうち任意の 1 月の利益率が 3%ポイント以上低下している事業者）

※2 生産性要件：「生産性」とは企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

労働安全衛生法の 新たな化学物質規制 について

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は全国で年間 450 件程度発生しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。こうしたことから、労働安全衛生法の関係政省令が改正され、これまで以上に事業主の主体的な取り組みが求められるようになります。

【改正の概要】

- ☞ ラベル・SDS 通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します
- ☞ リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます
- ☞ 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます
- ☞ SDS 等による情報伝達が強化されます
- ☞ 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます



リーフレット

（労働安全衛生法の新たな化学物質規制）

次号のかべ新聞からシリーズで改正内容を掲載していく予定です。よろしくお願いします。

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第 1～4 方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労 災 課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

10月1日(土)～10月7日(金)は

第73回 全国労働衛生週間

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

今年のスローガンは、

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

ぜひこの機会に以下のことを実施しましょう

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・労働災害予防観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛の予防対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- ・テレワークを行っている労働者の作業環境、健康確保



全国労働衛生週間実施要綱



労働災害発生状況

※「休業」は休業4日以上の災害

2022年発生件数と前年同時期比較(死亡 9/20 速報値、休業 8/31 速報値)

業 種	2022年		2021年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製 造 業	1	137	1	103	0	34
金属製品	0	21	1	21	▲ 1	0
機械器具	0	25	0	17	0	8
化学工業	0	13	0	8	0	5
食料品	1	31	0	28	1	3
その他	0	47	0	29	0	18
建 設 業	0	75	1	71	▲ 1	4
運輸交通業	0	91	0	91	0	0
旅 客	0	9	0	8	0	1
道路貨物	0	82	0	83	0	▲ 1
第三次産業	1	720	0	300	1	420
商 業	0	93	0	74	0	19
保健衛生	0	525	0	116	0	409
接客娯楽	0	28	0	40	0	▲ 12
その他	1	74	0	70	1	4
その他の業種	0	17	0	6	0	11
全 産 業	2	1040	2	571	0	469

2022年(全産業) 1040件の内コロナ感染によるものは527件、2021年(全産業)は571件の内79件

岡山労働局 職業安定部 需給調整事業室からのお知らせ

派遣労働者のみなさまの 雇用改善に向けて

2020年4月1日に派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法(不合理な待遇差をなくするための規定の整備、派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化等)が施行されました。

需給調整事業室では上記の法改正の周知の他、派遣労働者のみなさまがより安定・安心した働き方ができるよう、岡山県内に所在する労働者派遣事業者に対しての指導・助言を行っています。



派遣で働かれている労働者のみなさん!

派遣での働き方で 困っていることはありませんか?

派遣労働者として雇い入れられる前に、派遣先で面接を受けた

派遣契約期間中に契約解除されたにもかかわらず、派遣元事業主から新たな就業機会の確保を図ってもらえない

就業条件明示書と異なる内容の仕事をもじられた

加入要件を満たしているのに社会保険や労働保険に加入してもらえない など...

このような労働者派遣に関するトラブルについては需給調整事業室にご相談ください。

需給調整事業室 ☎ : 086-801-5110
FAX : 086-801-4533
(電話受付時間 8:30~17:15)



需給調整事業室 室長 谷口健吾

労働者派遣事業についてこちらもチェックしてみてください



割増賃金率の引き上げへの対応をお願いします。

岡山労働基準監督署には、賃金不払残業や長時間労働等の相談が日々寄せられています。

令和5年度からは、中小企業においても、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられるなど、長時間労働の是正は喫緊の課題といえます。

当署では、法令に違反した事業主に対し、将来、同様の法違反を生じさせないよう行政指導を実施しているところであり、重大・悪質な事案には躊躇せず、司法警察員として捜査に着手することとしています。

働く人がまっとうに賃金をもらい、健康で安全な職場で働ける世の中になって欲しいと切に願っています。

岡山労働基準監督署 第二方面主任監督官 熊谷 智貴

